平成２５年（フ）第１５８号
東京都江戸川区中葛西５丁目13―19―301
破産者　玉井　　宏
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９９号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘３丁目１―25―905
破産者　松本　和久
1　決定年月日　平成25年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２８７号
茨城県ひたちなか市西大島１丁目29番13号
破産者　有限会社協立運輸
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３３８号
茨城県筑西市布川1310番地
破産者　株式会社寿商事
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８４３号
栃木県日光市中宮祠2482番地
破産者　株式会社米屋旅館
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７４号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原895番地
破産者　株式会社黒崎工務店
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４７５号
栃木県日光市大室1831番地28
破産者　大島　則男
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６３７号
栃木県宇都宮市宝木本町1480番地24
破産者　神山　五司
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７５号
栃木県那須塩原市埼玉160番地８
破産者　有限会社エムジーエスエンタープライズ
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６７６号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生丁228番地６プロミネンス301、前住所栃木県矢板市木幡1343番地18
破産者　守屋　康正
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３６２号
神奈川県横浜市戸塚区東俣野町993―１―112
破産者　加藤　克己
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０３３号
山梨県中央市浅利3020―305
破産者　河住　裕一
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９４６６号
神奈川県川崎市幸区小向西町４丁目125番地
破産者　株式会社朝日電気商会
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５５５号
東京都葛飾区柴又５丁目42―８―305　ラ・ポール七番館
破産者　志村　静子
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０７０２号
東京都中央区新川２丁目21番15号
破産者　株式会社八秀印刷
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０３８号
埼玉県越谷市花田４丁目９番地23
破産者　株式会社エコーネ
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０３９号
埼玉県越谷市北越谷４丁目24番９号
破産者　株式会社新エネルギー開発テクノサービス
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０４０号
埼玉県越谷市花田４丁目９番地23
破産者　株式会社ＮＥＤメンテナンスサービス
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１０４１号
埼玉県越谷市南越谷１丁目16番16号
破産者　エコライフシステム株式会社
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１１７４号
東京都中央区湊３丁目16番２号
破産者　株式会社青山みとも
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４６８号
千葉県柏市豊住４丁目２―16、開始決定時の住所千葉県松戸市小金きよしケ丘４丁目14―22
破産者　伊藤　和弘
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４６９号
千葉県柏市豊住４丁目２―16、開始決定時の住所千葉県松戸市小金きよしケ丘４丁目14―22
破産者　伊藤　福子
1　決定年月日　平成25年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部